

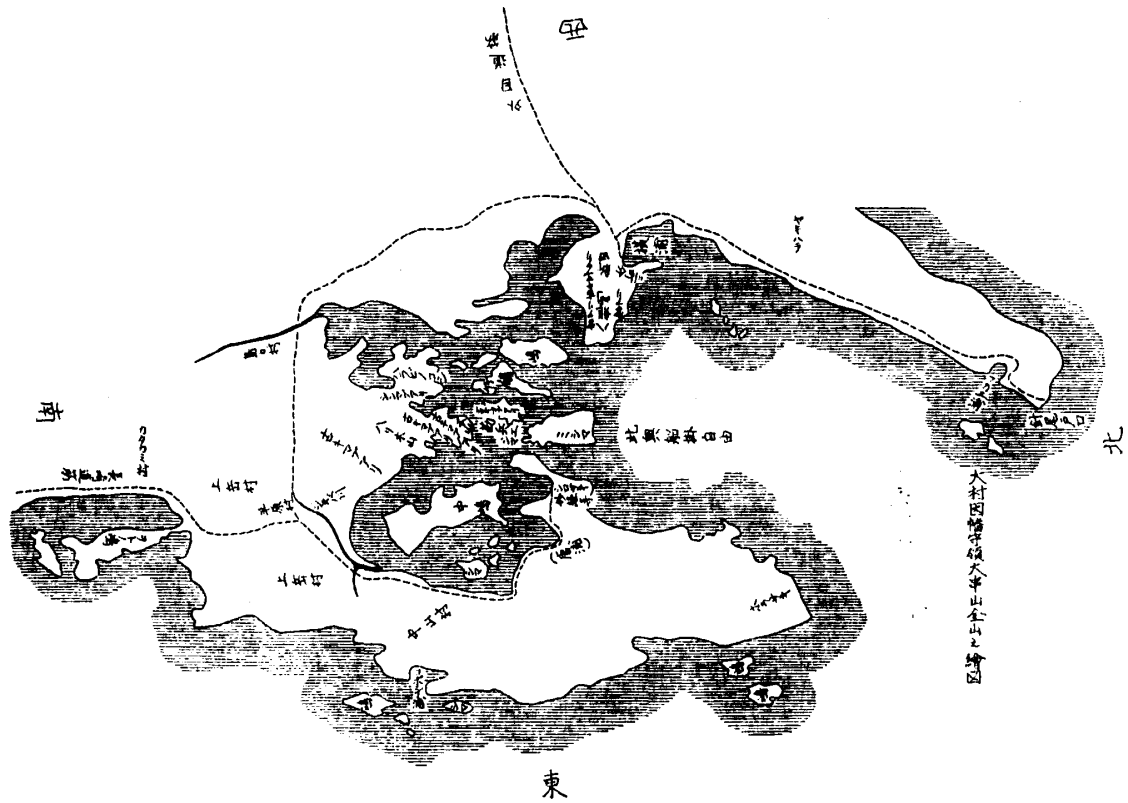
大串金山

小葉田 淳

緒言

大串金山の鑛區は、長崎縣西彼杵郡大串村及び龜岳村かみたけに跨り大村灣の西北部に位置する一支灣大串灣の南半部に在る。近世、大村藩時代の行政區劃は現在と異り、大串村は三町分・下岳・中山・龜浦・宮浦の五ヶ村に分れ、八木原・小迎は別に八木原村として別村をなし、現在の龜岳村を包含していた。従つて大串金山の鑛區は全く近世の大串村内に在つた。木下龜城氏は同金山の舊坑等の狀況について次の如く報告している。^①

「大串地方の金鑛床は二種あつて、一は結晶片岩中に鑛床を存するもの即ち山金で、他は沖積鑛床をなすもの即ち砂金である。同鑛山の最も主要なる鑛脈は、沸上鑛わきあがりひ及び大の字鑛であるが、幕府時代より稼行されたもので、舊記に見えるのみならず、水の木谷・蝙蝠谷・金山谷・大の字等には多くの舊坑がある。沸上坑は大串鑛山の鑛區北端に近き海岸に坑口を開き南方に約三十度の傾斜にて掘進めている。同脈の鑛脈は南に延び、縣道の切割に露われ、さらに南、蝙蝠谷に露出している。縣道の切割の南約十間、水の木谷には東方に約三間掘進めた舊坑がある。大の字坑は鑛區の東北隅に近き縣道附近に坑口を開く。同鑛は南方に約五百間延長せるが、金山澤・大の字等にこの鑛を目的とし



て開坑せる舊坑が多数ある。

砂金の第四紀層中に最も多量に含まるは、八龍崎よりグロンが崎に到る一帯の地にて、これより南八龍崎神社に到る間に多数の舊坑が存する。これらは附近に石英脈を殆ど認めざるを以て、恐らく第四紀層中の砂金を目的として、第四紀層の礫層が基盤に相接せる部分を採掘せるものと考えられる。」

木下氏の報告に、幕府時代の稼行を記す舊記というのは、恐らく太村藩の郷村記、或いは郷村記に由據して記した文獻であらう。郷村記に見える古谿跡即ち舊坑跡の記事を摘録しよう。

三町分「島之事」

一、竹島

周廻貳拾七町四拾四間半大岩石の島なり、海岸屈曲所々に古谿の跡あり 是先年大串金山の時金を掘りし所なり

一、勘兵衛島

周廻拾六町六間大岩石の島にて荒磯也、○中略 海邊に古谿の跡數ヶ所あり

三町分「金山蹟之事」

一、三町分網代浦今内山久太夫屋敷と云所に古鉛の跡あり、高壹丈横九尺入三拾間程、此鉛先年は八龍ヶ崎水鉛へ掘抜なりしに中程の所崩れ落て今は塞る也

一、同所八龍ヶ崎と云所へ古鉛五ヶ所、其外所々にあり、内一ヶ所は水鉛也

一、鳥加村金山谷、蝙蝠谷其外平島湧上り海邊に古鉛數拾ヶ所あり、内蝙蝠谷の鉛は大鉛にて横九尺豎壹丈餘なり、其餘間々崩れ落て塞り、今形而已残り

右大串金山寛永四卯年正月十五日より掘始、同六年十月まで掘終、同七年より雪の浦へ移り掘始、同年十一月まで掘終といふ○中略

一、寛文二寅年より再大串金山掘始、同六年十二月迄に掘終○後略

下岳村「金山蹟之事」

一、下岳浦内中の島出鼻に古鉛三ヶ所あり、入凡四五拾間程、又同所人家の後に古鉛貳ヶ所あり、入凡拾五間餘何れも穴内暗くして其深さ不知、先年大串金山の時分金を掘し跡なり

沸上（湧上）より菜切崎の鼻二ツ石まで二十三町十八間半の海岸は、近世において三町分と下岳村の論地となつたところで、幕末に至るも解決しなかつた。平島はこの間にあり地續きで島・人家が若干あつた。沸上は元來は鑛山用語で、鑛脈が露出しているのをいふのである。⁹⁾菜切崎の鼻二ツ石より三町分・下岳村・形上村の三方境櫛の首まで一里三十町十八間あり、この間が三町分・下岳の境となるが、この中で菜切崎の鼻二ツ石より蝙蝠谷頭まで十三町三十四間半が論地となつている。即ち蝙蝠谷頭より海邊の沸上、或いは菜切崎の鼻二ツ石までを、それぞれ下岳或いは三町分より村境と主張したわけである。

大串金山は寛永四年に開發せられ、寛文年間にも再掘された。この稼行狀況を知り得る史料が、幸にして傳存している。

大村市の大村のぶ氏所藏の寛永年中大串金山方、寛文年中大串金山方とそれぞれ題記した二袋の文書及び大村因幡守領大串山金山之繪圖一枚がそれである。大村のぶ氏所藏の大村藩關係文書は、見聞集と題して事類別に編集せられ、大串金山關係文書はその十四卷、四十七卷に集めている。^①

一 寛永の稼行

一 間歩と掘場

大串金山の稼行は寛永四年正月より始つた。このことは、なお後に述べるが、同金山では、間歩による山金の生産と掘場による砂金の採取とが併行して行われた。砂金採取場を掘場というが、これを掘場丁場或いは單に丁場ともよんだ。

間歩より述べよう。寛永年中大金串山方一袋に三十六通の文書があり、この中に山師より大村藩の川口彌三兵衛宛に差出した「間歩之附立」「山之附立」と題した文書が十二通ある。この文書はいずれも寛永四年極月廿九日の日付で、同年内の各山師の稼行山（間歩）、稼行期間その日數・稼行入目・出荷（鏈）數・出金高・收支差引高（損益）及び藩に對する運上の有無を書上げたものである。しかもそれらが起誓文の前文の形で述べられており、運上高と運上の有無を證言することが眼目となつており、「右之分松千代様の丁銀……勿上納仕、此上壹厘にても差上不申事」「松千代様の銀子壹厘差上納不申御事」という如き辭句で前文を結んでいる。しかし十二通の中、前部の缺けたもの二通、差出人の缺けたもの一通あり、また「但十七通之内五通不見」とあつて本來は十七通あつたものらしいから、山師名・間歩等にも不明なものもあるわけである。

これらの文書に見える山師は十一人ほどある。ところで、例えば眞野嘉右衛門・村山與兵衛・味方茂左衛門の三人は、五月以來、小谷の三ヶ所の間歩を稼行しているが、これは三人の協同經營で、これを山組とよんでいる。なかには眞野嘉

第一表 寛永四年稼行間歩

稼行間歩	山師	期日(日數)	掘子數	入目	鍾荷數	一荷の金分(匁銀)	鍾賣代	差引
本山(平) 間歩一	中尾助市	七、二五 (四二)	一〇二	三〇一三・八五	二五三	〇・六七(五・二六)	一三三〇・六	一六八二・八五
" 間歩一	"	九、二五 (二五)	二三	二〇一	一四八	〇・九四(七・九)	一一六九・二八	七〇一
但馬與市 見出し平 本 山	但馬與市	三、一八 (一三・一九)	一	四二〇	七二〇	〇・一五	殊外損	
" 本 山・水貫	宗岡三右衛門	四、二七 (六〇)	三五	九三〇	二三五	〇・二三(一・三七)	三五〇	一六〇〇
但馬平 松山之下 間歩一	"	四、二七 (八)	二五	九八			損	
但馬與市山(本山か)	眞野嘉右衛門 味方茂左衛門	四、二七 (一九)	一一	九六・一			損	
但馬與市西平間歩一	眞野嘉右衛門	四、二六 (二四)	九	七三・四			損	
但馬平先谷 間歩一	"	四、二六 (六二)	四二	一八七七	七六四	〇・三七(三・二四)	二四七七	六〇〇
但馬平 間歩一	山先七左衛門	四、二二 (九六)	二四	一三〇〇	九三	〇・二(一・六六)	一五五	一一一四五
但馬平先谷 間歩一	山先七左衛門 山組二人	二、二八 (一〇〇)	二八	一四三〇	一九四	〇・三二 (一・四六四)	四七八	一九五二
" 間歩一	"	二、二八 (二二)	二九	三三三			損	
但馬平 間歩一	水野休介	四、二五 (二二)	二八	二六七・二			損	
但馬平脇谷 間歩一	水野休介	四、二五 (二六)	五	二七			損	
但馬平之向谷間歩一	水野休介	一、二八 (一九)	一六	一六二七	一〇〇	〇・二六(二)	二〇〇	一四二七
但馬平 水貫大切	山組内庄人	五、二八 (二二)	一六	一六二七	五七	〇・八(六・四八)	三六九・五	一三〇〇三
" 大切間歩	豊後府内庄人	五、二八 (七九)	三六	三四七・七	四四三	〇・六(四)	一七七二	一三七八
" 兵エ山	衛門山組二人	五、二九 (二六)	一〇	一〇八九		〇・三七(二・七五)	六四〇	一四四九
" 間歩三	眞野嘉右衛門 村上與兵衛 味方茂左衛門	六、二四 (二六)	四二	一二六一・七三	八六〇	〇・二三(一・四)	一二〇四	一五七・七三
" 間歩三	"	七、二七 (二六)	二二	三二一・二				損

大申金山(小葉田)

大坂孫右衛門 見立平	山組野休介 二人	一〇、二七五 一一、二二一	一七	一四九	六八〇	(二・五)	一七〇〇	一四三〇	損
但馬加左衛門 間歩一	但馬加左衛門 明	三、一八四	二〇	三三九・六	九三三	(四・五)	四一九五・五	損	損
小瀬戸ノ山	不	八、二七五	一八	三四二	八八〇	金分僅		損	損
川棚山之上 間歩二	山先七右衛門	一、二七五	八	二八六				損	損
平戸三藏 見立平	山組十一人	四、二七五	六八	五二八・六				損	損
田中茂左衛門 間歩一	眞野嘉右衛門	四、二七五	一一	九六・一				損	損
湧上平前谷 間歩一	眞野嘉右衛門	四、二七五	一一	二〇・六				損	損
上河棚山ノ下 間歩一	眞野嘉右衛門	六、二七五	一一	二〇・六				損	損
加左衛門平ノ 間歩一	眞野嘉右衛門	六、二七五	一一	二〇・六				損	損
但馬加左衛門 間歩二	山組五人	六、二七五	九	二六・五				損	損
平	水野休介	八、二七五	一五	一三六				損	損
()	山組五人	八、二七五	一五	一三六				損	損
()	水野休介	八、二七五	一五	一三六				損	損
但馬加左衛門 間歩一	大坂孫右衛門	八、二七五	一八	九一三	一八三	〇・四二(三)	五四九	損	損
見立平	宗岡三右衛門 山組三人	八、二七五	一八	四九〇・二				損	損
小谷山之上 間歩一	宗岡三右衛門 山組三人	八、二七五	一八	四九〇・二				損	損
但馬與市見 立之間歩	水野休介	五、二七五	一八	一五七				損	損
大切一	山組四人	五、二七五	二五	二四四				損	損
間歩一	中尾助市	三、二七五	二三	一四六〇	四七五	〇・四八(四・五)	二一三七・五	六四八	損
間歩一	大坂孫右衛門	〇・二七五	一六	二二九・三	四七二	〇・三九(二・五)	一七八〇	損	損
間歩一	大坂孫右衛門	二、二七五	三三	四一九八・三	四一一二	〇・一九(二・五)	四五二・一	一九六六・二	損

右衛門が書出した田中茂左衛門間歩の稼行の如く、山組十一人のものもある。

さて寛永四年の稼行の中心となつたと思われる間歩は、本山・但馬與市平・小谷・但馬加左衛門平・小瀬戸山・湧(沸)

上平等にあつた。本山は大串山金山之繪圖に「本山古キマブアリ」と記入したところである。中尾助市が七月二十三日より本山平の間歩一を稼行し、掘子百二人で四十二日間掘り、銀一貫六百八十二匁餘を損したので、九月十日よりは掘子を二十三人に減じ十五日間に七百一匁の徳分があつた。この本山は恐らく大串金山ではじめて見立てた間歩の所在地で、本山の稱もそこから出ていると思われる。しかるに但馬與市が掘子十一人で三月十八日より着手した間歩に但馬與市見出し平の本山がある。但馬與市見出し平を單に但馬與市平ともよび、前述の本山平とは別個である。この本山は着手後出入が起きて中止し、四月三日に再開、掘子四十五人で同月六日まで稼行したが、出金僅少で罷めた。宗岡三右衛門が「但馬與市本山捨り申すたをさらへニ」申請け水貫とともに、掘子三十五人で六十日間稼行して銀六百匁の損となつたという。但馬與市が見立てた間歩が本山で、その地域を但馬與市平とよんだ。但馬平というのはその略稱であらう。但馬平とその附近には多數の間歩が掘られたことは別表に示す通りである。寛文三年正月の福田十郎左衛門等の覺に大串(唐)たうノ浦町よりの船賃を記した中に、「はり木ノ本但馬山口」まで一人前三文と見える。但馬山ははりの木にあつたようである。水野休介が但馬平で水貫の大切一を、六月八日より山組二人で稼行しているが、これは宗岡三右衛門稼行の水貫とは別のものらしい。

小谷山にも多くの間歩が開かれた。この中に但馬與市の見立てたものもあつた。但馬加左衛門平は加左衛門見立平とも記されており、加左衛門の見立間歩を中心としていくつかの間歩が開かれ、また水貫も掘られた。

次に砂金の掘場は主として三町分の網代の地區、八龍ヶ崎近傍にあつた。寛永四年正月十五日より四月廿五日までの大串金山の間歩出金及び掘子役金、合計二貫目を七月に幕府に進めており、これは西丸御納戸に納まることになつた。これについては、また後段に考えるが、二貫目の内譯は

吹金壹貫目 間歩貳ツより出ル

砂金五百六拾目 同所

砂金四百四拾目 掘場運上 此人數三百人

とある。二間歩の出金として吹金と砂金五百六十目あり、掘場運上として砂金四百四十目があり、これは正月十五日より四月廿五日まで日數百十日、一ヶ月一人につき金四分の運上で、平均三百人と見積つた計算である。^⑤掘場の制度は稼行人各自が掘場札を請けて所定の札税を上納し掘場を稼ぐのである。前述の三百人平均の見積りについては「但卯ノ正月者三百人之札を出申は間、如斯書載申は、其後者貳百人も百人も五十人も高下御座は而人入申は、乍去三百人ニ積リ一月一人ニ付而四分宛ニ相定如斯は也」と記している。

大金串山開坑初期の景況を記した「筑前筑後肥前肥後探索書」とも題すべき一書がある。これは寛永四年春に幕偵が北九州諸藩の重要な事項を探訪した報告書で、鑛山も報告項目の one となつており、大村には三月四日より八日まで滞留し、この間に大串金山にも赴き一日逗留している。^⑥この報告書に次の如く記している。

金山ハ大くしと申は所、大村ハ十り西の嶋也、家數百斗御座はんと見申はへは家は貳百御座は由申は、屋敷わり五百間のわりにて御座は由申は、屋敷取はても未家作り不申は、金山の嶋左右に山有之、一り程入申は、西へは何程ひろき嶋も不存は、右はほつはの金山、左はまふの山也

按ずるに以上は筆者が大村より乗船し、龜岳村半島部の北を廻り、大串灣に入り、右方(西)に砂金採取の掘場、左方(東)に山金を掘る間歩があることを記したものである。さらに掘場について次の如く記している。

ほつはの札の雲上壹人壹ヶ月ニ金子四分之由申は、ほつはの札數貳千五百御座は由申は、日々に人廿人卅人つ、山へ參申は間人の五千も可有御座は

札數五千といひ、二千五百といひは、誇張があるかも知れない。しかし前述の幕府に納めた掘場運上について、平均三

百人と見積つたのは、上納金算定の藩側の基礎であつて、これも實數としては必ずしも正しいかどうか疑われる。

さて七月大村藩より幕府に上納した間歩出金に、吹金一貫目・砂金五百六十目があるが、これは間歩二つの出金と記している。「間歩之附立」の十二通の文書によると、三月以來寛永四年中に稼行された間歩數は四十にも達するが、附立に示された計算では損分のもが多くて、殆んど徳分の間歩はない。しかし間歩により、或いは間歩の一定期間だけ運上を藩に納めたものもある。附立により確知できるものについていえば、運上合計は丁銀三貫九百七十二匁四分となる。間歩の出金十荷について問吹(試製鍊)をしてその出金高により、一荷の金分を算定し、丁銀による代銀を記している。即ちこの代銀で手石買(買石)が鍊荷を買取るわけであるが、金の代銀は間歩により一定しない。それは金位に差があるからであらう。約四十の間歩の出金高は、それぞれの間歩の荷數と十荷の間吹の出金とにより計算して合計すると、二貫九百七十四匁二厘となる。また寛永五十六年の金銀運上納の例では、九當五吹金一匁につき丁銀九匁五分の換算をかくいつたの計算であり、假にこれに従うと運上銀三貫九百七十二匁餘は金四百七十七匁餘に相當した。

ところで、藩より幕府に上納したという、正月十五日より四月廿五日までの出金一貫五百六十目の間歩二つに該當するものは、この四十ほどの間歩の中には見當らない。十二通の文書には前文の缺けたものもあり、二、三の間歩が洩れているかも知れない。またこの種の文書は本來は十七通あり、五通を失つていふという。これにより不明となつた中に、前述の二つの間歩があつたかという、それも疑問である。即ち出金をそのまゝ上納した間歩は山師經營のものでなくて、恐らく藩直營の間歩であつたと思われる。寛文の再掘のときにも御切山があつた。御切山は直營間歩である。

探索書に「此正月廿八日に口明申(先)由(間歩)まぶ(沸)の數十八其内く(鍊)さりに付申まぶ(沸)かと尋申(先)は大村殿の山、茂左衛門申(先)而山崎仕(先)者之山貳(先)つ口明申(先)日(先)上へく(先)さり(先)わき上り(先)所ほり申(先)に付其日(先)く(先)さり出申(先)之由申(先)とある。この稼行開始當日より鍊を出した間歩二つは山先茂左衛門の稼行であるが、實は大村藩の直山であつた。これを「殿の山」とも記して

いる。また同書によると、大串金山は堺の又兵衛が寛永三年試掘して金七十目を上納し稼行を願出たので、藩よりその金を幕府に届け、幕府より三ヶ年間は産金の多寡によらず大村藩に附與するを許し、正月二十八日に開坑したとある。山先は又兵衛・茂左衛門兩人と記すが、茂左衛門の名は「間歩之附立」の文書に、味方茂左衛門があり、田中茂左衛門間歩がある。後者は田中茂左衛門がはじめて普請した間歩で、かゝる場合その名を冠して間歩をよぶのは鑛山の慣例である。附立に山先七右衛門があり、その又兵衛との関係は不明である。

ところでこの直山は二月中までに鏈千俵ほど掘り、鏈買の商人^{買石のこと}は百俵につき銀百八十匁に直をつけ、賣方は二百五十匁をとなえた。その理由は十俵問吹の結果は金子二匁五分ありといふのである。鏈買は自ら問吹して買取ることを述べ、問吹の當日に筆者は金山を去つたので決着のところは知らなかつたが、世評では百九十匁に落着しようといふことであつた。一俵とは蕙半分で作つた吠に入れた鏈で、一斗五升入で、また一荷ともいう。十荷の金分二匁五分は、附立の諸間歩に記す鏈に比して必ずしも良くはない。しかし露出した鏈筋により開坑當日より多量の荷敷を切出した状況で、その生産費は比較的低かつたようである。藩はこの間歩二つを最初より直山としたわけで、出金を上納した間歩二つが、これに當るに相違ない。寛永五年以後の間歩状況は詳かでないが、運上の推移と關連せしめて見ていくことにする。

二 諸運上と金山經營

江戸幕府は藩領の金銀鑛山の採掘にもその許可を得るを必要とし、間歩の運上をはじめ、特定のものを除いて鑛山關係の運上諸役をも上納させる態度をもつた。しかし多くの場合は、これをそのまま、賜與するのである。鹿兒島藩では、永野金山の開坑時に、産出の砂金九百八十九兩餘を幕府に獻納した例もあり、大村藩でも大串金山開坑に當り、掘場運上とともに直山の出金を上納したものであらう。寛永四年五月より同五年四月までの一ヶ年分、幕府上納は金三貫十五匁一分、寛永五年五月より同年九月までの五ヶ月分、同じく上納は金八百四十六匁一分一厘三毛で、その内容は第二表の如くで

第二表の一 寛永四、五―同五、四 運上目録

金	八九九・七五三	惣間歩運上	金	二三八・八八	鏈十分一運上
"	三五九・四一九	掘場札運上	"	一一三・八	掘場札運上
"	九五・二八七	掘場所請合運上	"	三五〇・九五三	諸座運上
"	七七九・四七七	諸座運上	"	一四二・四八	掘場所請合運上
"	八八一・二	米運上			
計	三〇一五・一		計	八四六・一一三	

第三表の二 寛永五、五― 運上目録

第二表の三 寛永五、五― 運上内譯

月	日	場所	運上	掘場札運上		諸座運上		味噌類	
				一ヶ月一人金四分	酒十分一細物十分一魚棚刻たばこ八百八町				
五月	二六・五七 <small>外</small>	本山・小瀬戸 小谷・但馬平 (間歩四)	一五・六 <small>外</small>	二一・一六 <small>外</small>	六・三 <small>外</small>	五・二六一	六・三一五 <small>外</small>	四・五二六	二・一〇五 <small>外</small>
六月	二二・一七	右 同	一四・四	二二・五	五・二五	五・二六三	六・三一五	四・五二六	二・一〇五
七月	二六・四一	本山・但馬平 小谷 (間歩三)	二〇・二	二七・二	七・一	五・二六三	五・二六三	四・五二六	二・一〇五
八月	二九・五六	びわのくひ・河棚山 但馬平・奉山ノ崎 (間歩四)	二五・四	二八・四	六・五	五・二六三	五・二六三		三・六八
九月	八八・八六	右 同	三〇・二	三五・六四	五・八	五・二六三	五・二六三		五・二六一

掘場所請合運上

金四三・九	わらびのこし丁場	九、二四―一〇、一〇 (二〇日)
一三、一八	河内浦木場川丁場	九、二五―一〇、一四 (一九日)
八五	但馬間歩	九、二八―一〇、一〇 (二四日)

大串 金山 (小桑田)

ある。^①第二表の二の掘場所請合運上には、掘場だけでなく但馬間歩の請合運上をも含んでいる。請合が九月末より十月十日まで短期間行われ十月十五日より金山は請山に切替えられたのである。また諸座運上中には五月より十月十四までの尾崎町地料金四十六匁一分八厘、鍛冶運上八匁六分八厘四毛一ヶ月一人につき金三分一厘五毛八、合せて五人を含んでいる。

さて寛永五年五月より九月までは間歩の運上としては鍾十分の一運上が行われており、これは明かに請合即ち請山法と對比されるものである。鍾十分の一運上は、出鍾高の十分の一を藩に納め、残りは山師取分とするもので、荷分法に屬するものと見てよからう。寛永五年五月までの一ヶ年の間歩運上は總間歩運上と記されて十分一運上と斷つてはおらぬ。そこで同じ荷分法が行われたとしても、荷分の率法が違つていたとする推測が可能である。

寛永四年中、山師稼行の間歩について、間歩之附立には出鍾代銀と入目とについて差引し、損徳分を記している。そして連上があつた場合は丁銀を以て記し「但御運上に定申相受申し條、荷數者印シ不申し」という辭句を、しばしば書添えている。これは出鍾に對して所定の荷分率法による運上荷數を代銀を以て表示し、或いは便宜代銀で上納したからであらう。代銀は十荷についての間吹による出金の代銀より計算されており、買石の買入直段によるのである。附立の入目は「飯米・諸道具」、「飯米・つち・たがね・矢切・松油」とあり、運上は鍾代銀より控除されていない。それ故に鍾代銀は山師分の鍾に對するものであると見られる。しかし異例な附立の書き方もある。但馬加左衛門の書出したものは、前部が缺けて間歩名は不明であるが、總鍾高六百三十三荷代銀四貫百九十五匁九分、内一貫六百七十八匁三分六厘を上納分とし、入目を差引いて七百二十二匁六厘の損と記している。これらの附立によりどのような荷分率法が推定されるか。

前述の加左衛門の稼行間歩では四分公納六分山師分の計算になる。しかし同じ間歩が十月五日以後の稼行では、六百八十荷代銀一貫四百目の出鍾があつたが、運上は納めなかつたという。それは入目差引四百二十目の損という不況な状態であつたからであらう。稼行間歩にすべて運上が伴つたわけではなく、荷分法では一定の賣直以下の出鍾に對しては公納を免

ずるのが山仕法であつた。

眞野嘉右衛門・村上與兵衛・味方茂左衛門の小谷の三つの間歩の出鍾代銀は合計三貫四百三十六匁一分であつたが「右之山を度々松千代様の丁銀三百貳拾目三分八厘」を上納したという。しかし同一の間歩でも三期に分れて稼行しているの
で、荷分が繼續されたか或いは前後同率法であつたか不明である。豊後府内の庄左衛門は但馬與市平の大切間歩を、一は
山組三人他は二人で稼行して、二口取分銀二貫百四十五匁五分、二口の運上銀五百六十六匁五分であつた。取口銀高に運上
銀高を加えたもの（總出鍾代銀）と運上銀高の比は、十分の八弱の山師取分と十分の二強の公納分となる。但馬平の播磨七
兵衛山の浚は山師不明であるが、取口銀六百四十目に對し運上銀百四十九匁六分である。この稼行日數百十六日であるが
「右之山少之間御運上に受合」とあり、運上は右の期間中の一部であつたらしく、従つて公納率は十分の二以上であつた
と思われる。山先七左衛門も運上銀五百四十目を上納しているが、彼は但馬與市平の間歩、同先谷の間歩を稼ぎ、しかも
先谷のものは三期に分けた稼行であるため、荷分率法を算定することは無理である。中尾助市の稼行間歩についても同様
である。大坂の孫左衛門の場合は、小谷の間歩一口は皆損、一は取分銀二貫百三十七匁五分あり、この分は入目差引六百
四十目の徳分があつた。「小谷山ニ而少々徳分御座ぬ故、松千代様の銀子八拾六匁上納仕ぬ」とあり、この場合は荷分運
上ではなく、禮分として八十六匁即ち二枚を上納したらしい。

探索書に次の注目すべき記述がある。

まぶ山はほりこ壹人に何程と申雲上無御座ぬ、くさり出申ぬへは百俵のくさり之内三十雲上に上げ殘七十を又壹分
(先)
山崎へ出し、殘る六十を四分六分にわけ、六分を山主取、四分をほりこ(撫子)いく人御座ぬても取申由申ぬ、山のさほうと
申ぬ(作法)

これによれば、出鍾百俵の内、上納三十俵、残り七十俵を山先に十俵出し、六十俵を四分六分に分けて六分は山主(山

師) 四分は掘子の持分とするという。山先に一分を出すという例は他鑛山に餘り見ない例であるが、公納分の残りを、一定の歩合で山主・掘子に分けるのは、賃銀制に代わるものとして通法の一つである。附立の文書の入目の内容は飯米と諸道具をあげて給銀賃銀等を記していない。取分の鏈代銀は或いは掘子持分を控除したものでないかという疑問もないではない。しかし寛永五年四月までの荷分率法が概して十分の一以上の公納であつたことは確かであらう。

間歩・掘場の運上の外に諸座運上がある。寛永五年五月以降の例によると、酒・細物は十分の一役で、刻多葉粉・麵類・八百八町・魚棚の運上は定額が課せられ、味噌も同様であるが八月より多少増加している。寛永四年五月より一ヶ年分の運上には米運上がある。これは寛文の例を併考すると、小賣役であらう。萬治三年に大村藩が金山再掘を計劃して伊丹藏人の家臣中山十兵衛に送つた書状の中に「先年金山明申ひ時分、隣國者米之直段壹石に付銀貳拾三匁仕ひ處ニ、爰元之米者金山ニ而壹石ニ銀四拾三匁三分定ニ拂申ひ」とあり、藩は米の專賣で大利を得たのである。探索書に「山米之ね丁銀百目ニ貳石貳斗三斗仕ひ」とあり、一石につき四十三匁五分―四十五匁五分の計算となり、大體前掲の書状と一致する。これは藩が藏米を俵で定まつた直段を以て小賣人に拂下げ、小賣人はその定價で一升賣をする。俵は缺米分等、名目の量より出があるから、これが小賣人の利潤となるわけである。探索書にまた「大村々金山へ參ひニ切手無御座ひへは舟ニのせ不申ひ、切手之雲上壹人銀子貳分宛、大村々七り西ニ渡り口河谷と申所々も所之庄や切手出し、切手無之ひへは舟ニのせ不申ひ」とある。寛文のときも金山に入るものは札銀を納めて下札を持つを必要とした。これも藩の収益となつた。口河谷の所在は不明であるが川棚の誤りであるまいか。寛文のときも、金山に赴くには、久嶋城下・時津・彼杵・川棚の四ヶ所よりするを限つた。

三 請山 經營

寛永五年十月に至り、金山を米賣・諸座も併せて一切を請山とすることにした。請山の契約條件は次の通りである。

十月十五日より向う十二ヶ月間の運上銀八十六貫即ち二千枚、内四十三貫は直ちに、残り四十三貫は半年後の四月十五日に、縦令捨山すたりとなるも必ず上納する。金山の飯米は藩米を入れて他の米は一切入るゝを禁じ、直段は長崎の相場を月始めに尋ね合せて販賣させる。運上銀・米代は金子で納め、金子直段は九當五とする。若し金子で米を買入れなければ藩より直接山直段にて賣る。大串・八木原・小迎・河内浦四ヶ村を金山區域とし、田畑山林を掘る場合は、その地主と談合し、金山稼人等の町地料として知行主に居屋敷料を納める。領分内の小者・百姓等主人の許可なくして山中に參る者は見立次第に山を拂い、切支丹は山中に一日も召置かぬことにする。藩の重臣の富永四郎左衛門が金山に參り不法ありと認めたらば、金山を請渡すとも返上すべきである^⑥。

以上のような条件の下に請人を長崎で定めることとし、京の深江屋助右衛門と田中助兵衛が請人となつた。しかし金山の状況は思わしくなかつた。請願の結果八十六貫中、三貫だけ免除せられ、残り八十三貫を銀六十三貫三百四十九匁一分と金二貫七十二匁二分を以て上納した。産金乏しく、金納は出來ず、銀十九貫六百八十五匁九分の代を九當五の相場で金二貫七十二匁二分としたのである^⑦。

寛永七年三月、大村彦右衛門は深江屋を京より呼下したが、これは外目(外海)村金山即ち雪浦金山の開発のためであつた。彦右衛門は當主松千代(純信)若少のため後見をした家門の執政である。五月頃に同じく京よりゑびや理右衛門・後藤伊賀も大村に下り、以上三人の外に平野屋彦右衛門が加わり、九月に向う十二ヶ月間銀千枚で外目村金山を請けた。十月末まで掘るも、よろしからず、山の返上と運上の納付不能を申出たが、藩よりは稼行の續行を勧め、出金あれば千枚の約高を納むべく、出金なければ更めて談合すべしと告げた。しかも、さらに三―四ヶ月掘るも損を増すのみで、遂に山を放棄し、二ヶ月分の運上七貫百六十六匁六分を上納した。後藤伊賀等四人の大村家中に提出した書物に、丁銀七貫百六十六匁六分上納の次第を述べ「此御運上銀御公儀に相納ル銀ニ而御座は條、右之銀外ニ少銀子相納不申儀誓紙仕は

とある。^⑩この運上銀は寛永五年十月深江屋の請けた大串金山の運上金銀とともに幕府に上納されている。深江屋が請山を返上した翌日（寛永六年十月十六日）提出した書物に「御運上銀子分八十三貫目之辻愷ニ御上納仕ひ、若御尋を御座ひ者罷出可申上ひ」とあるは、幕府の尋問にも答える意味である。寛永四年の間歩之附立も、幕府に對して、運上金に関する用意の文書であることが推測される。

外目村金山開坑の際、深江屋に對して、京では大村彦右衛門、大村では富永四郎左衛門・大村内匠等の家門年老より起誓文を入れ、深江屋よりは血判をそれぞれ進めたという。これに關連して大村藩と深江屋との間に金錢の出入が起つており、深江屋が大村に下れば在府の彦右衛門に談合せよといい、江戸では國許の内匠に交渉せよといい、深江屋は寛永十一年十一月に至り、藩主に訴えて「御公儀様御さいはんをも受可申覺悟」と強硬な態度を表明した。恐らく藩は右の起誓文を以て深江屋を金山の請主とし、同時に金錢の融資を受けたものらしい。ゑび屋は後藤伊賀と協同し請山に加わつたが「切貫者手前不罷成ひ間、山之入用萬事遣、我等取替申ひ」といつており、後藤が工事を擔當し彼は資金面を受持つたらしい。大村下向以前にも、彼は後藤に相當に融資したらしく、算用を請求すると、後藤は大村彦右衛門面前で返濟したといふので、所司代板倉重宗に目安提出のとき、使者の派遣證言方を、彦右衛門宛に依頼している。

二 寛文の稼行

一 大串金山の再開

大村藩では萬治三年秋頃より大串金山の再開の計劃を進めて、幕府の許可を得るため運動をはじめた。その動機を大村藩の財政問題に關連させて考えてよいであらう。金山再開の具體的方法の參考として山先の三嶋藤右衛門より書出した「近年之金山御所務之事」の書物は薩摩の永野金山の仕法書である。そして事實大串においては殆どこれに準據した方法

が採られた。永野金山は寛永十七年に開かれ、同二十年春に閉鎖されたが、鹿兒島藩の財政窮迫しこれを救済する目的で再開を企て數年に亘り幕府に請願し、明暦二年六月その許可を得た。萬治元、二年には産金高一ヶ年四―五百貫に達し、當時においてわが國第一の金山となつた。大村藩も恐らくこれに注目し、鹿兒島藩に倣わんとしたものであらう。

萬治三年十月大村右近允等より勘定奉行伊丹藏人(勝長)の家臣中山十兵衛に書狀を送り、前勘定奉行伊丹康勝宛に大村松千代より提出した寛永年中西丸御納戸に納めた金山運上の覺の寫を提示して金山再開の意ある旨を告げた。大村の當主純長は、伊丹勝長の四男であり、慶安三年五月純信(松千代)病篤きとき養子となり、翌年二月跡を繼いだのである。しかも先代純信の室は勝長の女で純長の妹であつた。勝長は慶安三年七月勘定奉行となつていたので、金山再開の計劃を告げて、幕府の許可を得るため盡力を求めたわけである。

大村右近允等の書狀に示された目論には、掘子は領分のものを使わず他領のものを入れる、方針を述べて、飯米が高價に拂われ、また諸運上の収入が相當あり藩のため有利であるとしている。この書狀は十月十二日江戸に到着、藏人より翌々十四日付の返書を送り、金山についてはよく詮議して重ねて申越すべく、委細は面談すると申送つた。

寛文元年七月、恐らく伊丹勝長に提示したと思われる大村彌五左衛門の大串金山の目論書がある。それによれば此度の金山は大串山の中であるが、掘る箇所は先年のところではなく、山功者が新規に見立て金ありという場所を掘らすこと、再開の許可あれば他所のものに掘らし、領内の者掘れば田畑が荒れると思われること、金山運上は荷分によること、飯米は三千人分程度は領分の米でまかなえるが、それ以上の人数集まる時は肥後・筑前・筑後・肥前より賣米いかほども參り庶民迷惑なきこと、等を述べている。直ちに勝長は月番老中の松平信綱を訪ね大串金山について内意を伺つたところが、「大分人数入籠申ひ間、彌被入念」重ねて老中に申出べしということであつた。その當夜勝長は彌五左衛門を招き、信綱の意向を告げて「一切支丹宗門改之儀其外仕置之障りニ後罷成間敷い哉」家中の者にもよく談合して申上げよと諭した。

幕府が金山再開の許可について極めて慎重な態度であつた大きな理由は、切支丹取締に關する懸念からである。とくに大村藩の如く切支丹の本據に位置し、他領他國もの、掘子を多く集めようとする目論の場合には、なおさらさうであつた。彌五左衛門は一門・馬廻衆とも談合の上で勝長を訪ね、他領のものは家老・町奉行・船奉行・代官いずれかの手形及び寺踏ませることを申出で、金山出來すれば家中領民が潤うことを告げたので、勝長は老中に趣意を執次ぐことを約した。その後勝長は大村邸を訪ねて、切支丹改の件等は彌五左衛門の申出に異議はあるまいが、公儀に申請する儀であるから、國許家老にも申送り家中にも申聞かせ、吟味の上で申出すべしと注意した。よつて彌五左衛門等より國許の家老等に宛て、以上の趣意を申送つた。これに對する家老・馬廻の返書には、先きに彌五左衛門等が勝長に提出した趣意と同じく、切支丹改を實施することを確認し、また開坑許可あれば家中領民もことの外くつろぎ町人はもとより百姓も餘暇には少々の賣買も出來ると述べている¹⁰⁾。

日附を缺く「萬一金山被仰付ひ者山仕置之覺」はこの頃の家老等の覺書であらう。それには他領のもの金山に入るに家老・町奉行・船奉行・代官いずれかの手形及び寺手形持參を必要とし、切支丹宗門改は他領のものにも五人組を作らせ一年兩度繪を踏ませ、他領のもの無作法を致さば搦捕り牢舎しその本國に連絡し返報次第に仕置申付くること、金山町の境を定め二、三の出入口をきめ、口番・船手番・間歩口番及び山奉行二人・米拂役人を置くこと、諸運上は他所の金山並とすること、金山に入る人數は三千人までとすることを記している。

幕府の許可は翌寛文二年八月漸く出た。しかし他國のものが金山に入ることを許さず、領分のもののみで稼がしめたのは、藩の目論の第一の齟齬であつた。この年十一月純長より牧野織部正に宛てた書狀に次の如く見える。

金山之儀以領内之人夫掘之相試、山之様子可申上之旨、御老中を被仰下ひ付而領内之人夫ニほらせ申ひ、彌金山仰

付被下い者少々他領之者入申度奉願い、領分之者金山掘申儀曾而不案内ニ有之い、其上拙子領内人すくなく居申い故、領分之者ニ而ほらせ申いてハ少々田畑荒可申と存い、他領之者入い而ほらせ申い者金子（老中酒井忠清）卓山ニ掘出、手前勝手ニ罷成被存候、此段不苦被思召い者、雅樂頭殿（老中酒井忠清）の御内談ニ而御窺被成被下間敷哉、若又他所之者入申事曾而無用之趣ニ御老中（老中酒井忠清）被思召上、雅樂頭殿の被得御内意い儀不入事と貴様に思召い者御無用ニい、何方之金山（老中酒井忠清）他領之者入申事無用と被仰渡い得共、ひそかニ入申い様ニ風聞仕い、とかくニ爰元金山之儀他所功者之人夫入不申い而者、金（老中酒井忠清）出兼勝手ニ罷成間敷と存い間、左様ニ御心得被成可然様ニ奉憑い、他領之者入い儀御訴訟申上い事、金山被仰付無間儀ニ御座い間、たとひ無勝手ニ御座い共如何敷奉存い間、當度者申上間敷と存い、諸事貴様相憑罷上い間、何之道ニ（老中酒井忠清）宜敷様ニ奉願い

再開に當り着手した間歩は、わらびのこしに在つた。十月三日に掘はじめ廿二日鉦につき、十一月五日までに人夫三百二十四人で、鏈廿三荷出金十七匁二分であつたという。四つ留は高五尺五寸・横六尺、深八間を掘り「（鉦端）つるはし貳寸程有之、其上岩ニ而ほり申い儀はか參不申、殊ニ領内之者、金山不案内故くさり卓山ニ出不申い事」とある。この間の所要人數として「奉行上下廿六人、人夫四拾貳人、（鍛冶）かち一人、大工一人、ノ七拾人、都合人數貳千貳百四拾人、十月三日ハ十一月五日迄日數三拾貳日」と記した覺がある。

幕府は明暦二年六月永野金山の再開を鹿兒島藩に許可するに當り、先ず二―三年は領内のものだけで掘らすべしとした。寛文二年二月に至り、鹿兒島藩の請願により他領のものを募ることを許し、自他領民七―八千以下に限らしめた。この頃幕府が他國ものの鑛山集中に對し警戒した理由は田畑の荒廢の顧慮もあつたであらう。しかし九州では、強く切支丹取締を考えたことは前述の通りである。

二 金山の領有

大村藩の金山領有の機構については、次の四文書によつて大體を知ることができる。

- 一、年月缺 原八左衛門 金山之儀ニ付而覺
- 二、寛文三年卯正月廿五日 福田十郎左衛門・大村織部助・大村彌五左衛門 覺
- 三、寛文三年卯二月日 福田・大村織・大村彌 定
- 四、卯二月日 大村金山壁書

この内、原の覺書は奉行・諸役人等の支配の人的組織を記したのであるが「他領之者入人數五百人之事」という箇條があつて、寛文二年八月の幕府の金山開坑許可の以前のものらしくも思われる。ところが「町割正月十八日之事、但三間口ニ、入五間之屋敷貳百ヶ所」の箇條もあり、開坑の決定後の覺らしい。恐らく幕府許可の後に、純長より彌五左衛門に與えた書簡に、町割・奉行入、掘始の時期等とともに「長崎之者目にたゞす此方によびよせよう」或いは「人數寄せよう」を近日相談いたし、さらに法度書・掘子よせようを重ねて相談すべきを指示している。原の覺はこれに答えたものなるべく、これによると前掲の純長の牧野氏宛書狀に見える如く、幕府が他領のもの金山に入るを認めない場合も密かに入れるのは何方の金山にも見られる例であるという風潮に敢えて倣わんと目論んだものであらう。

尤も寛文三年二月の定には「他國之者一切入申間敷事」の箇條があるが、この定書は金山に公示したもので箇條は次の通りで何處の鑛山にも共通するものである。

- 一、山中ニおゐて札持不申もの見合申ひ者、誰人ニよらす早速札頭ニ可申届事
附リ村々ニ而宿かし申間敷事
- 一、つる山ほつは懸出申ひ者、早速奉行所ニ可申届事
- 一、押買押賣仕間敷事

一、悪黨并無作法之もの有之ニおゐてハ誰人ニよらす早速奉行所ニ可申届事

一、喧嘩口論大酒博奕仕間敷事

一、竹木おりとる間敷事

右條々若違背之族於有之者急度被仰出事

寛文二年と推定される十月十二日附で山先三嶋藤右衛門より提出した薩摩金山即ち永野金山の所務の覺書があり、大串金山で施行された人的支配組織・運上諸役及び諸統制を見ると全くこの薩摩金山の所務に準據したものであることが知られる。

金山支配の人的組織は次の如くである。

口屋之番所 小給二、足輕二、夫一 十分一取者 足輕二

金山通口 足輕二 大山口 足輕二

船番貳艘に 小給二 奉行所手代 小給三、夫一

奉行 小給一、手代一、夫一 山頭札廻 三根仁右衛門五藤九郎右衛門

山廻 岩永七郎右衛門富永源右衛門 山先 三嶋藤右衛門

口屋番所として、十分一口つまり金山出入口に、二間に五間の番所を造り二間に三間の十分一税（入役）の徴收場が附設された。大串で奉行というのは、諸國の金銀山に通常見られる全鑛山を支配した奉行とは異なるようである。薩摩金山では、床屋・金見・秤取・はまところ・丁場・兩替屋の各奉行及び町奉行があり、それぞれの職場を分掌した。大串でもこれに類したものらしい。十月三日より掘はじめたわらびのこし間歩では「人夫之外奉行又ハかち大工付申事」とあるが、詳しくは「奉行上下廿六人、人夫四拾貳人、かち貳人、大工壹人」とあり、十一月五日まで日數三十二日で延二千二百四

十人となつてゐる。この場合に、夫は掘子であり、奉行上下廿六人とは、前掲の口屋之番所役以下山廻までの廿六人に相當するのであらう。この奉行上下は身分的には、下級武士の小給、輕卒の足輕及び人夫より構成されている。

山頭はせり場等を監督するものであり、札廻は札の取締に當つた。金山に入るものは下ケ札を必要とし、札頭がその取締に當るが、札廻は山方即ち掘場札の管理を主としたのである。山廻は間歩・掘場及び鏈の出入運搬等を巡回監視した。

金山の區域は長三里横一里程とあり、詳しくは「南ハ平原、かしい岳峠より内、西ハ河内ノ内・下原・穴ノ水まで、三町分鳥加峠より内」とある。家老の手形なき奉公人、商賣に參るもの以外の一切の百姓、金山見物人等は入山させない。

下ケ札を持たぬものは山中に滞留出來ず、下ケ札所持の旅人は宿貸させる。金山に赴くには久嶋城下・時津・川棚・彼杵四ヶ所よりし、以外のところは禁ずる。金山に出入する船は番船に到り届出なければならぬ。番船には小給が詰めてゐる。金山區域内の船賃も定められてゐる。町即ち大串たうノ浦町より、一人につき、わらびのこし錢四文・鳥加浦六文・三町分網代四文・八木原九文・口ノ島向二文、はり木ノ本但馬山口三文である。その距離より見て、たうの浦は唐浦であらう。村には横目があり町には別當があつてそれぞれさばきをする。寛文三年八月金山を檢分した稻垣治郎右衛門の口上書の中に、たうの浦の買石を網代に移轉させることが得策であると述べ、三町分に在る村横目を買石改とし買石の鏈買を監督せしめ、また町別當一人を置く必要あり、別當なければ「米之賣買難仕御座ぬ」といつてゐる。薩摩金山の仕法は一町毎に別當一人を置き、米小賣を扶持として與えたが、大串でも同様であつたらしい。米・大豆は藩より拂い、當分米一俵銀十五匁、大豆一俵銀十三匁と直段を定めた。

運上諸役は札・碎場ぢりば・掘場丁場・諸職業に互り詳細に規定した。薩摩金山のそれと比較して第三表に示すことにする。但し大串の規定で、上段は年月を缺くが寛文二年中の目論なるべく中段は寛文三年二月の決定である。

下ケ札は永野金山で銀七分中の二分が山先取分となつており、大串金山では寛文二年の目論では二分を札頭・筆者・札

第三表 大申・永野金山運上諸役

A	B	C	D
下ヶ札 一人 一ヶ月 日用札 一枚 一ヶ月 ぶり賣札 一人 一ヶ月 刀脇差札 一人 一ヶ月	唐 白 一丁 一ヶ月 引白(一人引) 一箇 一ヶ月 汰 鉢 一枚 一ヶ月 はまうす 一丁 一ヶ月	掘(丁)場札 一人 一ヶ月 あらい丁場 ぬい丁場 大石くい 金ぬけ物 はまうす 一丁 一ヶ月 但馬鉢 右 同 ずりねこだ 一丁 一ヶ月 ずりに但馬鉢 右 同 ずりにはまうす 右 同	諸商品 一問 一ヶ月 風呂屋 一間 一ヶ月 質屋 右 同 桶屋 右 同 鍛冶屋 右 同 魚棚 右 同 茶屋 右 同 揚屋 右 同 傾城(一枚取) 一人 一ヶ月
寛文二年 銀一匁(外に〇・二)木代錢三文 一 二 一・一	〇・五 二 一 一・五	金〇・三 木代 錢五文 札の外懸り口次第運上 右 同 半分を運上半分は丁場主 十匁以上は半分運上 銀三 一 三 一 三 一 三	一八 三 三 三 二五 一枚 一枚
寛文三、二定 銀〇・五 木代六文 一 〇・五 二 一 〇・七	〇・五 二 一 一・五 〇・七 一 一・二	永野金山 銀〇・七 銀三 三歩運上七歩丁場主	十分一 八 六 一・五 二 六 一枚 一枚

大申 金山(小葉田)

取扱の取分とするとある。Bの運上は間歩の鏈の碎場運上である。唐白は鏈を搗き粉粹し、引白はこれを引いて細微なものとし、この鑛砂を汰鉢でゆりわけける。かくて床屋で製錬するのであるが、永野では「床屋ハ御扶持人同前」とあり、大申でも「上を被成事」と記されている。金吹賃は次の如く藩より指定した。(第四表)

永野では吹金十貫

第四表 金吹賃定

大串金山		永野金山	
吹高	吹賃	吹高	吹賃
金一五匁	銀〇・二匁	金一五匁	銀〇・二匁
五・一一〇	〇・四	五・一一〇	〇・三
一〇・一一二〇	一	一〇・一一二五	一
二〇・一一五〇	二	二五・一一四〇	一・五
五〇・一一七五	二・五	四〇・一一七〇	二
		七〇・一一〇〇	二・五
		一〇〇・一一	三

につき吹賃銀三百六十匁となり、吹賃銀百匁の中七十二匁上納二十八匁床屋所得といわれる。床屋の所得が少いのは床屋は御扶持人同様といわれ、藩營乃至それに准じたものであつたからである。大串の床屋も藩營であつたから、床屋の取分は低かつたと思われる。

Cは掘場の砂金採取及びずり(こぼれ或いは棄てられた鑛石)の碎場運上である。あらい丁場・ぬい丁場は掘場の種類らし

い。大石くい・金ぬけ物は大きな金粒の類であらう。丁場かけ出即ちよき砂金掘場発見者には一丁場を賞與された。

掘場の運上の規定はされたが、寛文三年正月の覺書には「ほつは當分者無用之事」として始めは掘場を許さなかつたようである。永野金山で、諸人多く集中するも掘場を禁じ、間歩多く仕出した後に、はじめて許すと定めており、これに倣つたものであらう。

傾城運上に一枚取といふのは傾城の料金をい、十匁・十五匁・二十匁・三十匁取はそれぞれ一ヶ月にそれと同額分の運上を徴収した。これは全く永野金山と同じである。

永野では山師等の歸國者は銀三匁、その持出銀百匁につき五匁、また商人の持出銀十貫目につき判賃五分を上納せしめ、數日間以内の臨時の出山者には手形錢三文を徴収した。大串では寛文二年の目論では、歸國者に出切手銀二匁、持參銀百匁につき三匁、臨時の出山者に手形錢三文を徴収すると定めた。

産金は金兩替座を置き兩替せしめた。金兩替座之事として「高木作右衛門ニ御免、但運上金ほつは金者上ニ御取事」

とある。また金直段之事として「金出ひ而可相定也」とある。永野では明暦三年四月より翌年六月まで、我古市郎右衛門・江戸屋與四郎・京都小判座が請負い、金百貫につき銀百九十三貫の運上であり、その後には藩庫兩替となつたという。大村のふ文書に、永野の金兩替のことを記したと思われる覺書があり、金座金兩替座として、京いとや七右衛門・京小判座勘右衛門を記し、吹金一貫目につき御運上銀二貫目としている。また上々金より下々金まで、八當二より六當七までの丁銀兩替率を記し、丁場金は八當五と最も高く「御公儀の御買被成ひ」とある。御公儀は鹿兒島藩を指すべく、藩庫兩替の状態をいうようである。大串でも金兩替座を高木に免許し、運上銀を課したのであらう。吹金銀を金銀貨に兩替する制度は、寛文乃至元祿までに、幕藩ともに實施したが、吹金の兩替は比較的早く行われたらしい。寛永頃に封内の産金を兩替し、江戸金座に賣り利益を得た藩もあつた。

三 採掘の経過

稼行の状況について、寛文二年十月再開して約半ヶ年後に、國許より江戸の藩邸に報告した書狀がある。

御切山は三十尋程切入り、現在の鉷端つるはしは六寸、一日に出鏈四―五俵、一俵につき金一匁八分程あるといわれた。御切山は藩直營山であるが、この間歩は十月三日掘はじめ同月廿二日に鉷についたわらびのこしの間歩であるらしい。

山先三島藤右衛門・小關八郎左衛門は有力な山師であつたようで、兩人で川棚山その他の間歩を掘つた。川棚山の間歩は湧水強く、藤右衛門は大村に出て水貫工事を出願したので、澤田孫右衛門が檢分に赴いている。長崎の長右衛門の間歩は鉷についてが排水に手がかり餘り鏈は出ていない。長崎の七左衛門の間歩は鉷につき、一日に出鏈五―六俵、一俵に金五―六分であつた。原七右衛門の間歩は、はじめ掘つた山を背後より切替えて掘り、四月末より山良くなり一日に出鏈十俵ばかり、一俵につき金一匁七、八分である。掘場はこの頃に漸く着手している。鳥加山中を諸所試掘したが發見してない。長浦において間歩及び掘場を見立るため、山峯仁右衛門、相川彌之助を奉行とし人夫十六人を二手に分けて探訪

しているが未だ發見できない。

この書狀の末尾に「金山中諸運上其外御所務之儀、いまた山中之者有付不申付間、不申付付」とある。前述した目論や規定は未だ實施する段階に至つていない。

八月に入るも山況はそれ程の發展を見せていない。それは金山を検分した稻垣治郎左衛門の報告に見える。

日向の諸左衛門の間歩に對し、藩は八月までに銀一貫目を融資した。山廻岩永七郎右衛門もこの間歩の有望であることを見を已に申言しており、なお續けて融資すべしという稻垣の意見であつた。「山のび申所之せんさくハ此間歩大のびニ而見かけ申、つる所幾十ひろ御座付、尤小谷之つる迄但馬山之つる通ニ筋者通御座付」とあれば、但馬山に續いた鍮筋に在つた。「殘四ツ口ニ入申銀子之内ニ而引合、銀于入合、此間歩ニ今少御入被成可然歟と奉存付」とあり、當時藩はこの間歩の外に四つの間歩に融資していたものと見える。

岸永源右衛門間歩・長崎傳右衛門間歩等も金氣はあるが、未だ鍮出でずといひ「何れ之山々皆々本つる所ふただけ又者三たけニ見懸申付」とし、本鉷は二―三尋の先きにあるとしている。そして鉷近く見える幾つかの間歩を擧げている。

買石等の居所、粹場・床屋は唐浦町に在つたらしい。間歩・掘場で金分ありと見えた荷を町に運ぶと金分が消失するといふ奇妙な噂が傳つた。山師が長崎の易者に占わせると、山所は南、町は北で、水は火を剋する故に、金分は町に下ると失せるといふことであつた。山師等は買石等を三町分網代に置くことを希望した。稻垣の意見は、近時下財等は山より一人も町に下らず、町はさびれており、買石所十間も網代に置き山師等を元氣づけたいといふ。而して三町分に在る村横目を買石改とし、出鍮あるようになれば一ヶ月に六―七度荷の下る日を定め、一俵の金分何程と極めて、山所の帳面と買石の鍮買帳とを引合せて吟味すれば、買石の手前金分も確認される。かくなれば藤右衛門・八郎左衛門も大碎場を造り鍮を處置する計劃をするといふ。諸方より來る下財も三町分に置けば滞留するが「たうの浦ニ者難居仕付」と記している。唐浦

では船賃の負擔あり、風雨の日は出船せず稼ぎもないが、三町分であれば風雨の日は宿元で「ずりをなかし、能日ニ者日用を取り、ほつはを拵、朝夜を懸て出、曉ニ者日暮て罷歸ニ能いと申い」とある。網代には寛永の坑の跡もあり掘場も稼ぎえたであらう。

當時、唐浦町には女世帯六―七間を含む世帯持廿二間あり、八月に入り、山の下財は全く町に下らず、宿屋・酢酒商人も生活出来ぬので、天氣よき日、酢・酒・肴等を山所に振賣し、また網代に移轉する希望を申出た。稻垣は、先日夫役來つて柵木を少分伐つたが網代に買石所を置く許可があるようであれば柵木伐採は當年は待たすべきであると述べた。これは碎場の周圍に造る柵の木材であらうと思う。

外目の雪浦村の探鑛手傳のため、各間歩より掘子一人宛を集め、村々にて伐木の日用に雇つていた人夫を添えて、十四―五人を派遣した。これは城下に人夫派遣方を申送つたが、その事なかつた故であるという。大切山の跡向の人夫現在切つていると反対方向に切る人夫二十人程必用故に、城下の村の間人等藩の意向を憚り參りかねるものを來るように命じられ度しと記している。雪浦へは山廻岩永七郎右衛門が赴いており、八月廿五日に金氣見え一兩日中に鉷につくべしという報告があつたという。同時に米十五俵程雪浦に送るべき連絡があり、唐浦には五十俵有り八月中に使用する故に、二百俵程至急送ることを大村に申送つている。

以上は稻垣の報告の要旨であるが、その後の山況については明かでなく、寛文六年十二月に至り休山となつたという。しかし開掘後約一ヶ年近い期間の景況が前述の如く餘り發展しなかつた點より見て、當時の金銀山推移の通例より考えても恐らく大した産金等はなかつたであらう。従つて前述した金山所務の規定など計劃に終つて殆んど實行は困難であつたと思われる。運上諸役など薩摩金山以上の高額を目論んでいる。永野金山は萬治元、二年に産金最高に達し、寛文に入り衰え、二、三年と減少した。三嶋藤右衛門の薩摩金山の近年の御所務の覺書は、寛文二年十月で、例えば下ヶ札料も一匁

二分より七分に低減されており、衰退時の規定である。しかも當時においても永野金山は年産金二百貫内外あり、數千人の掘子を集めていたので、大串の比でなかつた。

元祿年中に草野玄順なるもの藩に出願し、菰立・八龍ヶ崎・綿打谷・ゆすの川内等諸所を試みたが、砂金を僅か掘つたのみで止んだ。また寶永六年に針木山などを、村嶋莊右衛門なるもの出願し試掘したことあり、享保十五年にも三町分村横目富永惣右衛門が鍋石谷より金鑛石を見出して藩の評定所に提出し、藩より目付を派遣し試掘したが格別の出金はなかつた。

註

- (1) 木下龜城氏 肥前大串の金鑛床に就て 地學雜誌 第三八年四四九、四五〇號。
- (2) 郷村記七十九卷は文久二年に完成した大村藩の農村調査書、長崎縣立圖書館所藏。同館本及び故黒正巖博士が同本を抄寫した岡山大學所藏本に據る。長崎縣史蹟名勝天然紀念物第七輯(昭和六)所收の「瀬互氏の「大串村の地質鑛物」も郷村記を引用している。
- (3) 沸上は草際より立合引渡り鏈石見えるをいう。立合とは岩石の中に白き筋の引渡るもので白石は鏈の道しるべと稱している。
- (4) 昭和二五、八、一五 大村市前船津の大村のぶ氏文書を採訪した。見聞集は郷土史家御厨文一氏が所藏する。この採訪には藤野保君の協力を得た。
- (5) 寛永四年卯七月十八日 富永四郎左衛門 肥前國大村松千代領分大串金山出金同掘子役金之覺。
- (6) 滋賀縣水口町圖書館所藏の「讀岐・伊豫探索書」とともに二冊本の中の一冊。經濟史研究二三ノ二(昭和一五、二)に「近世初期北九州に於ける金銀鑛山の開發」なる題下に、この書に見える北九州の金山について紹介した。
- (7) 寛永五年辰五月七日 大村松千代 大村山之御運上目録、寛永五年辰十月十四日 大村松千代 大村之内大串金山諸運上相受取申目録、寛永五年辰十月十四日 原八左衛門 大串金山諸運上請取帳。
- (8) 金山様子之覺所收 十月二日 福田十郎左衛門・大村彌五左衛門・大村右近允書狀。
- (9) 十月三日 金山請させ申ニ付定書。
- (10) 巳十月十六日 深江屋助右衛門・田中助兵衛 金山米之座并諸座不殘御請申ニ付今度御理申上申書狀。
- (11) 寛永八年未三月十日 後藤伊賀・深江屋助右衛門代善次郎 平野屋彦左衛門・多比尾理右衛門子四郎右衛門 外目村御請申御運上銀差上申書物。
- (12) 丑七月四日 大村彌五左衛門 大村領大串山金山之事覺。
- (13) 丑七月廿七日 澤田又兵衛・大村彌五左衛門書狀、閏八月十五日 岩永權右衛門・馬廻中・福田十郎左衛門覺書。
- (14) (寛文三) 五月二日 宮永興四左衛門等五名「金山之事」書狀。